

○財務省告示第二百四十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年七月十九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年八月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記

利付国庫債券（五年）（第二百二十八回）

二 発行の根拠

の法律及びその  
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

三 振替法の適用等

運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百一号）第三条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非

四 発行方法

国債市場特別参加者・第I非



十 十										十 十										九 八										七									
三 二										ロ イ 一										振 額 最										ロ イ 払									
の 経 利 行 争 非 者 特 国 入 価 発										替 単 位										低 額 面 金										行 争 非 者 特 国 入 価 競 行 争 非 者 特									
払 過 利 入 札 登 競 I 加 場 行 争 格 日										の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 の 面 金 と										行 争 非 者 特 国 入 札 登 競 行 争 非 者 特 国 入 札 登 競 行 争 非 者 特																			
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、										す 成 二 十 八 年 七 月 十 九 日										五 万 円										二 十 二 億 九 千 九 百 三 十 七 億 三 千 九 百 三 十 万 円									
年 ○ 一 パ ー セ ン ト										三 額 一 額 平 成 二 十 八 年 七 月 十 九 日										振 替 法 の 規 定 に よ る 最 低 額 の 面 金 と										二 十 二 億 九 千 九 百 三 十 七 億 三 千 九 百 三 十 万 円									
に 加 え 、										額 面 金 上 の 所 ぞ け 募 価 格										の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 の 面 金 と										二 十 二 億 九 千 九 百 三 十 七 億 三 千 九 百 三 十 万 円									
、										に 加 え 、										の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 の 面 金 と										二 十 二 億 九 千 九 百 三 十 七 億 三 千 九 百 三 十 万 円									

り算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとす

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 29}{100 \times 365}$$

平成二十八年十二月十日を

払期とし、次の算式により支出

した金額を支払う。ただし、支

払期が銀行休業日に当たるとき

は、その翌営業日に支払う。以

下、次号及び第十六号において

規定する期日について同じ。て

額面金額  $\times \frac{0.1 \times 1}{100 \times 2}$

毎六月二十日及び十二月二十

日を支払期とし、各支払期にお

いて、その日以前六箇月に属す

る利率を支払う。

平成三十三年六月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

払元利金の支払

入札参加

者払込期日

平成二十八年七月十九日